# 区連会 資料 3-5

2 0 2 3 年 2 月 1 7 日 2 0 2 7年国際園芸博覧会協会 運 営 部 環 境 課



## 2027 年国際園芸博覧会 環境影響評価方法書の修正手続きについて

本博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的として、旧上瀬谷通信施設地区の一部を会場として活用し、開催するものです。

本博覧会の環境影響評価については、横浜市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価方法書の 手続きを昨年に完了しましたが、検討の深度化に伴って、対象事業実施区域の変更が必要となった ため、同条例に基づく方法書の修正手続きを行うこととなりました。

## 1 修正の概要

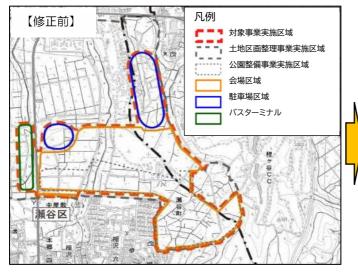
本博覧会の事業計画の更なる深度化に伴い、駐車台数を十分に確保するとともに、円滑な輸送計画となるよう、方法書における「駐車場区域」及び「バスターミナル」を「駐車場・バスターミナル等の設置検討エリア」として再編します。

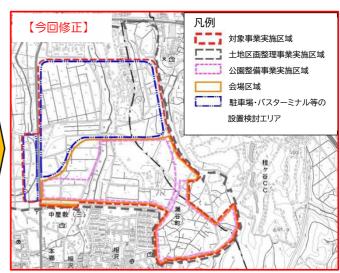
この再編に伴って環境影響評価の対象事業実施区域を拡張するため、方法書の修正手続きを実施します。

なお、駐車場・バスターミナル等については、横浜市や関係機関等と調整し、検討を進めており、整備する可能性のある最大の区域を環境影響評価の対象実施区域に設定しています。駐車場・バスターミナル等は、再編したエリアの一部に設置する予定です。

事業者の氏名	名 称: 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 代表者の氏名: 事務総長・代表理事 河村 正人	
対象事業の名称	2027年国際園芸博覧会	
環境影響評価の 対象事業の種類、規模	<ul><li>・開発行為に係る事業(第1分類事業)</li><li>・対象事業実施区域の面積:約150.0ha</li><li>(会場区域 : 約80.0ha、</li><li>駐車場・バスターミナル等の設置検討エリア:約70.0ha)</li></ul>	

#### 【参考】





## 2 修正した方法書(修正届出書添付資料)の閲覧及び意見書の提出について(予定)

修正した方法書(修正届出書添付資料)の内容にご意見のある方は意見書を提出できます。

#### ■方法書修正届出書添付資料の閲覧(予定)

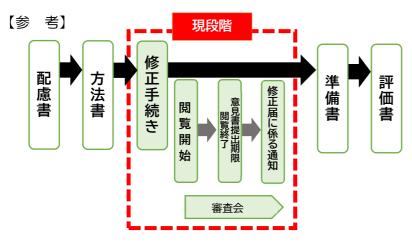
一方因自己是用自己的一个人。 一方因自己是用自己的一个人。	
期間	令和5年3月上旬から4月上旬までを予定(30日間)
場所	① 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会ホームページ ② 横浜市ホームページ(環境創造局環境影響評価課) ※①についてホームページをご覧になれない方は、本協会でも閲覧いただけます。 ※②については横浜市環境影響評価審査会の開催後に掲載予定
時間	①は午前8時45分から午後5時30分まで

#### ■意見書の提出(※ 閲覧開始以降に提出できるようになります)

期間	令和5年3月上旬から4月上旬までを予定(30日間)
提出方法	意見書用紙に記入し、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会(環境課)に電子メールにて提出(持参、郵送も可)。 ※意見書の募集開始については、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会ホームページでご案内しますので、詳細はホームページをご確認ください。
本協会の 連絡先等	公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 環境課 〒231-0013 横浜市中区住吉町1丁目13番地 松村ビル 電話番号:045-307-2056 メールアドレス:kankyo@expo2027yokohama.or.jp

## 3 その他

本手続きに伴う説明会の開催はありません。公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会ホームページにおいて、説明会に代わる動画の公開を予定しています。



#### ※ 環境影響評価(環境アセスメント)制度

事業が環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、市民や市長等から意見を聴くなどの手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度。

## ※ 事業内容の修正

対象事業の種類、規模等を修正する場合において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは当該 修正を行う旨を市長に届け出なければならない。(横浜市環境影響評価条例第39条)